

## 議案第52号

### 専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年4月28日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

### 提 案 理 由

地方税法等の一部改正に伴い、石岡市都市計画税条例の一部を改正したため。

### 改 正 要 綱

- 1 課税特例期間の延長を行ったこと。
- 2 地方税法改正による所要の改正を行ったこと。



石岡市告示第222号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和3年3月31日

石岡市長 谷 島 洋 司

## 石岡市都市計画税条例の一部を改正する条例

(令和3年3月31日石岡市条例第18号)

石岡市都市計画税条例（平成17年石岡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第47項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の前の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第10項及び第11項中「平成30年度から令和2年度までの各年度分」を「令和4年度分及び令和5年度分」に改める。

附則第12項及び第13項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改める。

附則第14項の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第18項中「第13項，第18項から第22項まで，第24項，第25項，第29項，第33項，第37項から第39項まで，第42項から第44項まで，第47項若しくは

第48項」を「第10項，第15項から第19項まで，第21項，第22項，第26項，第29項，第33項から第35項まで，第37項から第39項まで，第42項若しくは第43項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は，令和3年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の石岡市都市計画税条例の規定は，令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し，令和2年度分までの都市計画税については，なお従前の例による。